

# 令和7年度外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立会津学鳳高等学校  
〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1

TEL 0242-22-3491

Fax 0242-22-3521

## アドミッション・ポリシー

会津学鳳高校では、次のような生徒を求めています。

- ① 知的好奇心や学びへの意欲を持ち、自らの個性を主体的に伸ばそうとする生徒
- ② 社会や身近な問題について、自ら課題を発見して創造的に解決しようとする生徒
- ③ 自他の考えを適切に伝え合うことにより、さまざまな人たちと協働しようとする生徒
- ④ 異なる文化への関心を持ち、国際交流にもチャレンジする意志のある生徒
- ⑤ 部活動に熱心に取り組むことにより、自己を成長させ、将来社会に貢献できる資質を養おうとする生徒

## 1 対象学科及び募集定員

課程	対象学科	募集定員
全日制	総合学科	若干名

## 2 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、又は、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者で、以下の条件を満たす者とする。

### (1) 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和7年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

### (2) 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和7年2月1日現在、帰国後6年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

## 3 出願方法

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記（1）以外の者は、本校に問い合わせる。

## 4 出願期間

出願期間は、令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

## 5 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書（様式統一4号の1により、県教育委員会において作成したもの）

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）

なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 受験票用紙（様式統一４号の２により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一４号の３により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名及び志願者氏名を記入したもの）
- (2) 上記（１）以外の者
- ① 入学願書（上記（１）①に同じ）
  - ② 健康診断書（令和７年１月以降に医師の診断を受けたもの）
  - ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合には、それに代わるもの。
  - ④ 受験票用紙（様式統一４号の２により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名及び志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一４号の３により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- (3) 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。  
◇外国人生徒・・・市町村長が発行する「住民票の写し」  
◇海外帰国生徒・・・海外生活を証明する書類（在学期間明示のもの）
- (4) 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（様式特枠１号）
- (5) 入学願書には、入学検定料として、２，２００円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 6 願書受付

- (1) 本校において、受験番号を記入した受験票（様式統一４号の２）及び入学検定料納付済証明書（様式統一４号の３）を交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 7 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査の結果を併せて資料として選抜する。

### 調査書

- ① 調査書の記載事項は点数化しない。  
本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもので代替することができる。

### 作文

- ① 日本語による作文を実施する。
- ② あるテーマについて、６００字程度で自分の感想や思いを述べる形式とする。
- ③ 作文については段階評価する。

### 基礎学力検査

- ① 日本語による基礎学力検査（数学・英語）を実施する。
- ② 基礎学力検査については点数化し、１００点満点とする。

### 面接

- ① 日本語による個人面接を実施する。
- ② 面接については段階評価する。

## 8 選抜日程等

作文、基礎学力検査、面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

(1) 日時 令和7年3月5日(水) 午前9時～

(2) 日程

8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10

点呼 諸注意	作文	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	面接
-----------	----	---	----	---	-------------	----	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分)

(3) 会場 本校(受付場所 高校昇降口)

(4) 注意事項

- ・受験票を必ず持参する。
- ・午前8時00分から受付を開始する。
- ・上履き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規を持参する。ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 9 合格者発表

(1) 令和7年3月14日(金)正午以降に本校において発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表日に受験票と引き換えに合格通知書(様式共通5号)を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点があると認められたときは、合格を取り消すことができる。

(4) 合否に関する電話による照合には一切応じない。

## 10 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部を欠席した者  
なお、上記②、③の志願者の追検査等の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は、追検査等受験願(様式共通14号)を令和7年3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療期間の受診がわかる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

(3) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 学力検査等の日時 令和7年3月11日(火) 午前9時～

② 学力検査等の日程

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50

点呼 諸注意	作文	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	面接
-----------	----	---	----	---	-------------	----	----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分)

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

③ 会場 本校(受付場所 高校昇降口)

## 11 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式共通16号)を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」(様式共通17号)を交付する。

「一部未完了となった選抜の意思確認書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記8(2)に定めるところによる。

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

(3) 選抜当日の交通手段について

選抜当日は可能な限り公共交通機関を利用する。

なお、自家用車等の校地内への乗り入れについては、本校職員の指示に従うこと。

外国人生徒等に係る特別枠選抜に関するその他の一切については「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によって実施する。